

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月10日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝エレベータ中国社に対して訴訟の提起及び仲裁の申立が行われたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東芝エレベータ中国社(以下「TCE」)
住所 中華人民共和国上海市宝山区蕪川路685号
代表者 幡野 一尋 董事長

(2) 当該訴訟等の提起があった年月日等

案件A
訴訟提起日 2017年10月28日(中国現地時間)
訴状受領日 2017年11月6日(中国現地時間)
案件B
仲裁申立日 2017年10月16日(中国現地時間)
申立書受領日 2017年10月31日(中国現地時間)

(3) 当該訴訟等を提起した者の名称及び住所等

案件A
名称 太和県中原機動車検測有限公司(以下「原告A」)
住所 中華人民共和国安徽省太和县城関鎮工業園区興業路6号
代表者 劉 曉翔 總經理
案件B
氏名 栢 賀(以下「原告B」)
住所 中華人民共和国河南省

(4) 当該訴訟等の内容及び損害賠償請求金額

案件A
原告Aは、TCEに対し、据付引渡延期により損害が発生したとして約60万人民元の損害賠償等を求める訴訟を提起しました。
案件B
TCEが懲戒解雇した従業員である原告Bは、TCEに対し、不当解雇として約25万人民元の損害賠償を求める仲裁を申立てました。

以上